

皆様こんにちは、日本維新の会の長崎くみです。

第 24 回定例会におきまして、質問の機会を頂きましたことに感謝申し上げます。

先輩同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、学級担任を1人に固定せず学級運営を複数の教員で分担するチーム担任制について伺いたします。

チーム担任制は自治体や学校が現場の状況に合わせて導入しており「学年担任制」とも呼ばれています。文部科学省では働き方改革事例集で導入例を紹介していますが国主導の施策ではなく導入校数などの統計はありません。しかし全国では公立の小学校から高校が導入し新しい学級運営の形を模索しています。

私は、令和5年9月議会の一般質問で取り上げました。質問の要旨は他市の事例を参考に、学校現場で検証の上、チーム担任制を本市での取り入れてはどうかと言う内容でしたが、教育長のご答弁では「他市の先進的取組の効果検証を注視しながらメリットやデメリットを踏まえ各学校の規模や実情に合わせて、実施方法や学年等検討していく必要がある。本市でも他都市の取組みを視察したり調査研究している学校があるのでその学校の成果や課題を検証し検討していきたいと考えています。」とご答弁されました。そこでお伺いします。

1―①現在、ご答弁より1年以上経過していますが成果や課題の検証結果についてと、今後、公立学校の導入について併せてお聞かせください。

次に認知症施策についてお伺いいたします。

一昨日福島議員の質問と重複致しますが、私なりの観点で質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

日本では 65 歳以上の 4 人に1人が認知症になる可能性があると言われています。介護の難しさから家族だけでなく、施設や病院で働くプロでさえ意思疎通ができず認知症患者が孤立するケースも珍しくありません。認知症の方とどう向かい合えばいいのか、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことが出来るよう施策を総合的に推進していく必要があります。認知症施策も様々ありますがここでは認知症のケア技法である「ユマニチュード」について紹介したいと思います。ユマニチュードとは 1979 年に2人のフランス人によって提唱され、高齢者、とりわけ認知症の方に有効とされるケア技法です。その 2 人が日本の国立病院機構東京医療センターを訪れユマニチュードを用いて日本人患者のケアを行い、その後もその医療センターでユマニチュードの研修が定期的に行われ、新たな技法として注目をされていきました。

ユマニチュードの基本的な考え方は、平等・友愛の精神を基盤にしており、「人間らしさ」を形にした介護でケアを行う上で必要な、「見る、話す、触れる、立つ」という 4 つの柱があります。ここで、資料をご覧ください。福岡市のホームページに掲載されている資料を参考にさせていただきますが、まず、「見る」に関してはケアの対象となる部位だけではなく相手の目を見ること、目線の高さを合わせることで平等な存在であると伝えること、正面から目を合わせることで相手に対し正直で誠実

であることをポイントとしています。「話す」については怒られている、無視されているなどの不安な感情を感じさせないように無言にならないことを意識します。そして、ゆっくりと穏やかな口調を心がけることで愛情や敬意と言ったポジティブな印象を持ちやすくなります。「触れる」に関してはまず、背中や肩など感覚の鈍い場所から触れていきます。そして安心感を覚えてもらえるよう、触れる面積は広く意識します。更に、動作をゆっくり行うことで優しくしてもらった、丁寧に対応してくれたと言う印象を抱きやすくなります。最後に「立つ」に関しては1日 20 分程度、立つ時間を作ることを推奨しています。その理由は立つという行為に身体機能や認知面での刺激など人間の体に良い影響がある為です。認知症のケア技法ユマニチュードは介護の仕事をする人、家族を介護する人、誰もが使うことが出来、決して難しいことではなく、また、介護をする人、受ける人どちらもメリットがあります。この技法で「数年間ベッドで寝たきりだった人が立ち上がった。ケアを拒んでいた認知症の人が有難うと言って笑った。」など効果が挙げられています。しかしユマニチュードの認知度は低く介護・医療関係者などでもご存じない方も多いと思います。現在、自治体で先進的に行っているのが福岡市です。

2―①そこでお伺い致します。ユマニチュードを通じた福岡市の認知症施策について、当局の見解をお聞かせください。

【答弁】

次にインターネットトラブルについてお伺いいたします。

インターネットやスマートフォンは情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールや電子掲示板そして、SNS など今や私たちの暮らしに切り離せなくなっています。安全に正しく使うことができればとても役立つものです。しかしながら、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床となってしまうなど残念な事例もあります。また、子供たちが被害を受けるだけでなく加害者になってしまうケースもあります。これからの、デジタル社会を生きていく子供たちを被害者や加害者にしないためにもインターネット、スマートフォンをはじめとするデジタル機器、SNS など正しく活用する知識や知恵を育むことがとても大切なことです。この情報モラルを教育で指導し児童・生徒に身に着けさせることが今日においてより一層重要になってきていると言えます。

3－①そこでお伺いいたします、小中高等学校の児童・生徒に対する情報モラル教育の重要性について教育委員会のご所見をお聞かせ下さい。

これで1問目の質問を終わります。

2 問目からは一問一答で質問させていただきます。

【答弁】

「第 2 問目」

初めに、情報モラル向上支援事業についてお伺いいたします。これはネットいじめの未然防止に向け、SNS をはじめとする情報モラルの向上を図るとともに、児童生徒による主体的なネットルール作りの導入を進めるとしています。事務事業シートでは令和 5 年度決算において目標指標を定め市立小中高等学校におけるネットルールの作成率の目標を 85%と掲げていますが 70%に留まっています。

3-②ネットトラブルを身近にとらえ情報モラルの向上に向けルールをまだ作成していない学校に対して、教育委員会としてどの様の支援し目標を達成されるのかお答えください。

【答弁】

実際に子供たちがインターネットを利用する場合は、家庭が最も多いと思われます。そのため、保護者が適切に見守り、ルールを作って守らせることは、被害から子供たちを守るために必要なことであり、保護者の責務でもあります。兵庫県ではホームページからインターネットとの上手な付き合い方を家族で話し合うことで作成する「わが家のルール」作りを推奨しています。私も、PDF をクリックしリーフレットなど一通り見ましたが上手く活用すれば、家庭でのコミュニケーションを深めるきっかけとなり子どもたちの健やかな成長につながると感じました。この、県での取組は本市での公立小学校のホームページでも一部の学校ではありますが紹介されています。これは各学校の自主性に任されていることからばらつきがあるの

ですが、子どもが安全にインターネットを使うために家族で話し合うきっかけにするにはとても有意義な資料だと言えます。

そこでお伺いします。

3-③教育委員会としても積極的に働きかけて全校がホームページ等で掲載できるよう支援し、更には PTA や校長会などでも活用を促して頂きたいと考えますがいかがでしょうか？お聞かせください。

【答弁】

インターネットトラブルは市民生活にも影響を及ぼすことから、本市ではネット上での誹謗中傷の書込みに対して削除や地方法務局に削除依頼を行う「モニタリング事業」を行っています。自治体としては先駆けて事業を行いこれまで問い合わせや視察を受入れ、モニタリングを実施しようとする自治体に貢献してまいりました。総務省の 2024 年度版インターネットトラブル事例集では脅迫めいた投稿やパソコンやスマホの長時間利用による身体の影響など 21 事例を紹介しています。デジタル機器や SNS の普及に伴いネットトラブルは後を絶ちません。

【コメント】

次に、チーム担任制についてお伺いいたします。

学級担任を1人に固定せず複数で受け持つ「チーム担任制」は各地に広がっています。子どもや保護者の対応を抱え込んで休職や退職に至る「担任不在」を防ぎ、教員不足の歯止めに一助になることも期待できます。東京都杉並区立の小学校では昨年の1校から今年は 4 校が導入されていますが、きっかけは担任教諭の病気教職が相次いだことです。現在、本市の公立小中学校全体で長期休職されている教員は 6 名です。

1－②担任不在になると子どもたちは荒れ、代わりの教諭も疲弊することが危惧されます。チーム担任制の導入は担任不在でも教育環境面で効果的だと考えますがいかがでしょうか？お答えください。

【答弁】

猪名川町教育委員会では昨年度から公立中学校でチーム担任制を導入し教員の業務内容や教育課程の見直しを進め教職員の働き方改革と生徒の学習効果向上を目指しています。猪名川町教委は 21 年度、町立中学校の教員 57 人を対象に超過勤務の実態調査を実施していますが労働基準法で定める1カ月の時間外労働時間の上限 45 時間を超える教員が 30 人おりうち、8 人は過労死ラインとされる 80 時間を超えていました。

教員の超過勤務時間の状況は本市でも、同様です。

1－③そこでお伺いたします。担任であったとしても、就業時間を短縮できる勤務体制作りは教員一人一人がゆとりを持って生徒に向き合うことができ、学びの充実が図られ、働き方改革を進めることに繋がりますが教育委員会の見解をお聞かせください。

【答弁】

次に認知症施策についてお伺いいたします。

認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会実現の新法、認知症基本法が本年 1 月 1 日に施行されています。この基本法ができた背景として 2025 年は団塊の世代が全員 75 歳以上の後期高齢者なるとして推計で国民の 3 人に 1 人が高齢者に、高齢者の 5.4 人に 1 人が認知症になると言われていて、認知症の人との共生社会の実現が今後の日本にとって重要になります。この基本法の施策では学校教育などで理解増進、交通の確保や使いやすい製品普及、社会参加の機会確保や雇用継続の啓発、本人や家族の相談体制整備など盛り込まれています。また国に基本計画策定を義務付け、自治体には地域の実情に応じた支援計画を立てる努力義務を課しています。本市においては第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に内包させ取組を進めているとのことですが

2－②私は具体的にこの基本法で何が変わるのか、日々、認知症の患者さんから見ると何をしてくれるのかと思っておられると思います。この基本法の制定で認知症の方への影響について分かりやすくお答えください。

【答弁】

次にユマニチュードの普及を積極的に推進する観点からお伺い致します。

コミュニケーションケア技法のユマニチュードですが、私は福岡市福祉局ユマニチュード推進課の担当者に問い合わせ色々、お話を聞かせて頂きました。福岡市では 2016 年と 2017 年の 2 か年で病院・介護施設・ご家族が研修を受け実践してもらったところ、認知症の方の行動心理症状や介護者の負担感が減少し効果がみられたと言及されていました。

2－③ユマニチュードという言葉自体、専門職以外の方においては市民認知度はありませんが、最初のとっかかりとしてユマニチュードの言葉自体を知っていただくことを目標に様々なイベントや介護施設、医療機関など分野に応じた講座を段階的にプロモーションし着実に展開して頂きたと思いますが如何でしょうか？お聞かせください。

【答弁】

ユマニチュード普及の最初の段階として「知る」ことから関心が始まり、行動につながると思います。2－④社会の土台作りを仕事とし広く住民の生活を支える役割を担っている市職員にも講座など実施して頂ければと考えますが如何でしょうか？お答えください。

【答弁】